

4月1日から

## 牛久市が作成した文書などは 自由に利用できるようになります！

### ～牛久市では、職務上作成した著作物の「著作権」を主張しません～

牛久市では、市が保有する情報を市民の皆さんと共有するため、さまざまな施策を実施してきました。例えば、情報公開制度を一步進めた「情報公表制度」などがあります。

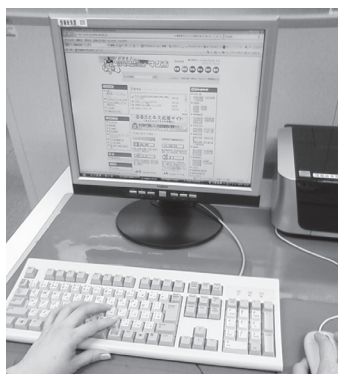
このたび、4月1日(水)から新たな施策として、市の情報をより多くの方と共有し利用しやすい環境を整えるため、市の公文書などの著作権を主張しないこととしました。市の公表されている文書や市ホームページの記事などは、市への許可申請や届け出は必要なく、原則として自由にお使いいただけます。(ただし、牛久市以外が著作権を保有するものについては、著作権法に基づき従来どおりの取り扱いとなります)

#### 【ご利用にあたって】

牛久市が公開している文書などについて、個人や法人がそれぞれの管理下で利用する場合は、以下の点について、ご協力をお願いします。

- ①牛久市の文書、記事などからの転載、コピーであることの表示をしてください  
例)牛久市〇〇課ホームページより、牛久市〇〇パンフレットより など
- ②内容を変えないでください  
一部分を使う場合でも、そのままの表現でお使いください。

#### 【例えば、牛久市のホームページの文書を使いたいとき…】



市のホームページ  
を使いたいなあ！

これまでは

申請書



事前に著作者である市の承諾を得る必要がありました。

これからは！

特別な手続き不要

市は著作権(複製・配布などに関する権利)を主張しません

## 牛久市の公文書などを自由に利用可能

※例外として、コンピュータプログラム(市ホームページを構成するプログラムを含む)、市が販売している図書(有償刊行物)を除きます。

問い合わせ 市情報政策課 ☎873-2111